

令和元年度 公文書開示状況（12月決定分）

港湾局

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存 否 応 答 拒 否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R1.11.27	R1.12.3	「港湾工事設計単価表(令和元年10月1日)」	199	1													<ul style="list-style-type: none"> ・開示しない部分は、法人が販売する月刊誌等の刊行物に掲載されている単価情報を引用した単価である。これらの単価情報は当該法人が保有する販売上の情報である。引用した単価が開示された場合、刊行物を購入することなく不特定多数が単価情報を入手し得ることになるため、刊行物の販売に影響を及ぼすこととなる。当該法人にとって、刊行物の販売収入は事業運営を支える根幹であり、刊行物の販売が阻害された場合、事業活動が損なわれることとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められる。(条例第7条第3号に該当) ・港湾工事設計単価表(令和元年10月1日)の一部を公開することにより、当該法人と都との信頼関係が損なわれ、今度の適切な単価設定に支障が生じるおそれがある。(条例第7条第6号に該当) 	港湾局 港湾整備部 技術管理課
2	R1.11.20	R1.12.3	「令和元年度辰巳排水機場(再整備)消火設備工事」の「工事費内訳、工事種別内訳、科目別内訳、種目別内訳、中科目別内訳、特記仕様書、細目別内訳、共通費算定書」	49	1													港湾局 港湾整備課 建設調整課	
3	R1.11.21	R1.12.3	「平成30年度東雲北運河(潮見二丁目)内部護岸建設工事(第1回契約変更分)の「工事変更設計書、変更設計額計算書、工種別内訳書(総括表)、工種別内訳書、変更代価明細表、諸経費計算書、変更特記仕様書」	72	1													港湾局 港湾整備課 建設調整課	
4	R1.12.2	R1.12.6	「平成30年度南海橋仮橋等設置緊急復旧工事、平成30年度大井はしけ橋建設工事」の「工事成績評定通知書」	4	1													港湾局 東京港建設事務所 港湾整備課	
5	R1.12.5	R1.12.10	「令和元年度辰巳の森緑道公園施設改修工事、令和元年度東京港野鳥公園外案内板等改修工事」の「工事設計書、工事総括書、工事費総括書、種別内訳書、代価明細表、材料品調書、機械器具調書、図面、特記仕様書、諸経費計算書」	377	1													港湾局 東京港管理事務所 臨海地域管理課	
6	R1.12.2	R1.12.11	「平成30年度中央防波堤外側その2埋立地東側護岸補修工事(その1)、平成30年度中央防波堤外側その2埋立地東側護岸補修工事(その2)」の「質問回答書、工程表、仮設材質料根拠及び共通仮設費算出根拠」	122	1													港湾局 臨海開発部 開発企画課	
7	R1.12.11	R1.12.12	「令和元年度新海面処分場Dブロック南側護岸建設工事(その3)」の「数量計算書」	26	1													港湾局 東京港建設事務所 埋立整備課	
8	R1.12.2	R1.12.13	「令和元年度12号地木材投下泊地M3-13号及びM4-19号ドルフィン周辺灯浮標設置緊急工事」の「工事成績評定通知書」	2	1													港湾局 東京港管理事務所 施設補修課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
9	R1. 12. 5	R1. 12. 17	「令和元年度辰巳の森緑道公園施設改修工事、令和元年度東京港野鳥公園外案内板等改修工事」の「見積比較表」	2	1													<p>・法人の職場電話番号は、法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競走場又は事業運営上又は事業運営上その他の社会的な地位が損なわれると認められる。(条例第7条第3号に該当)</p> <p>・見積提出会社の会社名、見積価格は、予定価格算出に際しては、通常は設計単価表から引用して行うが、設計単価表に該当する材料がない場合に限り例外的に見積りを徴収する。このような場合、見積りを徴収する材料を供給できる事業者は業界の中にあつて少数であることから、当該情報を公開すると、事業者を特定することが可能となる。このため、法人の競争上の地位が具体的に侵害されると認められる。当該情報を公開することにより、当該会社と都との信頼関係が損なわれ、積算業務の適正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、今後当局が行う同種の見積もりにおいて、見積会社の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障を生じるおそれがある。</p> <p>・見積価格に対する乗率は、都が独自に定めた決定単価の算定に当たって用いる見積価格等に対する乗率を開示することにより、今後当局が行う同種の見積りにおいて、見積会社の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがある。(条例第7条第6号に該当)</p>	港湾局 東京港管理事務所 臨海地域管理課
10	R1. 12. 11	R1. 12. 19	「平成29年度港湾道路標識補修工事」の「工事設計書、工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書」 「平成30年度港湾道路標識補修工事」の「工事設計書、工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書」	62	1													港湾局 東京港管理事務所 港湾道路管理課	
11	R1. 12. 10	R1. 12. 25	「平成31年度新海面処分場しゅんせつ土処分監理委託(単価契約)」の「委託総括書、種目別内訳、代価明細表」	12	1													港湾局 東京港管理事務所 臨海地域管理課	
12	R1. 12. 24	R1. 12. 27	「平成31年度東京西航路(-16m)しゅんせつ工事」の「工事成績評定通知書」	2	1													港湾局 東京港建設事務所 港湾整備課	